

高福 第1021号
令和5年12月14日

高齢者施設・事業所管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 播磨 高志（公印省略）

介護支援専門員証交付に係る申請手数料について（通知）

県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年12月末をもって埼玉県収入証紙の販売が終了となり、令和6年1月から介護支援専門員証交付に係る申請手数料の納付方法が「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用した電子納付に変わります。（詳細につきましては、下記のURL、添付資料（HP抜粋）を御参照ください。）

介護支援専門員の中には、電子納付手続に不安を感じる方もいらっしゃるかと存じます。

埼玉県収入証紙については、令和6年1月から3月末までの間も引き続き利用することができます。電子納付手続に不安を感じる方は、令和5年12月中に県収入証紙を購入しておいていただくと、令和6年3月までは従来と同じ手続きでの申請が可能となります。

つきましては、貴施設・事業所の介護支援専門員に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 参照HP 証紙の廃止に伴うキャッシュレス決済の開始について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuresu.html>

- 2 支払方法について

| 証交付の申請時期 | 支払方法 |
|--------------|-------------------------|
| 令和5年12月まで | 埼玉県収入証紙 |
| 令和6年1月から3月まで | （12月までに証紙購入済みの方）埼玉県収入証紙 |
| | 電子収納（ペイジー） |
| 令和6年4月以降 | 電子収納（ペイジー） |

- 3 12月までに県収入証紙を事前購入することで申請が可能な方

例えば、次のような方が想定されます。

- （1）令和6年1月から3月の間に、証の更新交付申請を予定している方
- （2）令和6年1月から3月の間に、再研修修了後の証の交付申請を予定している方
- （3）令和6年1月から3月の間に、氏名の変更で証の書換え交付申請の見込みがあ

る方

- ※ 有効期間の満了日が令和6年10月1日以降の方は、更新交付申請ができるのが令和6年4月1日以降となるため、あらかじめ埼玉県証紙を購入されても使用することができません。
- ※ 住所のみの変更申請の場合は手数料がかかりませんので、埼玉県証紙を購入する必要はありません。

4 参考 交付手数料の額

- (1) 更新交付手数料【様式第7号】：3,000円
- (2) 再研修後の証交付手数料【様式第9号】：3,200円
- (3) 氏名変更による書換え交付手数料【様式第3号】：1,400円
- (4) 紛失・汚損等による再交付手数料【様式第8号】：1,300円

担 当：介護人材担当 大山
電 話：048-830-3232
F A X：048-830-4781
E-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp

収入証紙

[▶ 埼玉県収入証紙について](#)
[▶ 収入証紙の種類](#)
[▶ 収入証紙の販売場所一覧](#)
[▶ 収入証紙の販売場所（市町村別）](#)
[▶ 収入証紙の郵送販売](#)
[▶ 収入証紙の返還](#)
[▶ 収入証紙の交換](#)
[▶ よくある質問](#)
[▶ 収入証紙で徴収する手数料一覧](#)
[▶ 収入証紙の販売を終了します](#)
[▶ 収入証紙の廃止に伴いキャッシュレス決済を開始します](#)

収入証紙の廃止に伴いキャッシュレス決済を開始します

埼玉県では、令和5年12月末日をもって埼玉県収入証紙（以下「収入証紙」）（※）の販売を終了し、令和6年3月末日で使用ができなくなります。これに伴い、現在、収入証紙をご利用いただいている手数料については、**令和5年10月2日（月曜日）**からキャッシュレス決済により手数料をお支払いいただくことが可能になります。

収入証紙販売終了後の**令和6年1月以降は、原則として現金でのお支払いはできません**ので、運転免許証の更新やバスポートの申請などの際に、**あらかじめキャッシュレス決済手段（クレジットカード、電子マネー及びコード決済）**をご用意ください。

※現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるもの。国が発行する「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください（収入印紙は継続）。

収入証紙廃止に伴うキャッシュレス決済導入スケジュール

| 手法 | 令和5年 | | | | 令和6年 | | | |
|-----------|-------------------|-----|-----|-----|-----------------|----|----|------------|
| | ～9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月～ |
| 収入証紙 | 証紙販売期間 | | | | 証紙使用可能期間（販売は無し） | | | 使用不可（還付対応） |
| キャッシュレス決済 | 10/2～ キャッシュレス決済開始 | | | | | | | |
| 電子申請 | 順次、電子申請の受付を開始 | | | | | | | |

令和5年10月から12月まで（証紙（現金での購入可）またはキャッシュレス決済、電子申請）

以下の納付方法がご利用いただけます。

- 手数料分の収入証紙を申請書に貼り付けてお支払いいただけます。収入証紙は現金で購入できます。
- 申請窓口においてキャッシュレス決済手段で手数料をお支払いいただけます。原則として現金でのお支払いはできません。
- 埼玉県電子申請・届出サービスの利用が可能な手続については、来庁不要で手数料をお支払いいただけます。なお、一部の手続については利用できないものもありますので、あらかじめ担当課所にご確認ください。

令和6年1月から3月末まで（証紙（既に購入したもののみ）またはキャッシュレス決済、電子申請）

以下の納付方法がご利用いただけます。

- 既に購入済みの収入証紙を申請書に貼り付けて手数料をお支払いいただけます。**新規に証紙を購入することはできません。**
- 申請窓口においてキャッシュレス決済手段で手数料をお支払いいただけます。**原則として現金でのお支払いはできません。**
- 埼玉県電子申請・届出サービスの利用が可能な手続については、来庁不要で手数料をお支払いいただけます。なお、一部の手続については利用できないものもありますので、あらかじめ担当課所にご確認ください。

令和6年4月以降（キャッシュレス決済または電子申請）

以下の納付方法がご利用いただけます。

- 申請窓口においてキャッシュレス決済手段で手数料をお支払いいただけます。**原則として現金でのお支払いはできません。**
- 埼玉県電子申請・届出サービスの利用が可能な手続については、来庁不要で手数料をお支払いいただけます。なお、一部の手続については利用できないものもありますので、あらかじめ担当課所にご確認ください。
- 収入証紙はお使いいただけません。お手持ちの収入証紙は還付を行います。方法については[こちら](#)をご参照ください。